

所出以爲名といへるは、唐の咸亨元年にあたりて、年も文も同じければ、かの唐書をとりて書たる物にて、論にたらす、すべて東國通鑑は、かくさまのうけがたき事のみぞおほかる。日本としもつけたまへる號の意は、萬國を御照します、日の大御神の生ませる御國といふ意か、又は西蕃諸國より、日の出る方にあたれる意か、此二つの中にはじめのは殊にことわりにかなへれども、そのがみのすべての趣を思ふに、なほ後の意にてぞ名づけられけむ、かの推古天皇の御世に、日出處天子とのたまひつかはし、と同じこゝろばへなり。

〔唐書 東夷列傳〕日本古倭奴也。○中略咸亨元年遣使賀平高麗後稍習夏音惡倭名更號日本使者自言國近日所出以爲名或云日本乃小國爲倭所并故冒其號使者不以情故疑焉。

〔舊唐書 一百四十九上〕日本國者倭國之別種也、以其國在日邊故以日本爲名、或曰倭國、自惡其名不雅改爲日本、或云日本舊小國併倭國之地。○下略

〔日本書紀 二十一孝德五〕大化元年七月丙子、巨勢德大臣詔於高麗使曰、明神御宇日本天皇詔旨。○中略二年二月戊申、天皇幸宮東門、使蘇我右大臣詔曰、明神御宇日本倭根子天皇詔於集侍卿等臣連國造伴造及諸百姓。○下略

〔令義解公式〕詔書式解義  
明神御宇日本天皇詔旨○中略謂以大事宣於國使之辭也、云々咸聞。○下略

〔大師御行狀集記〕御生土條第一

有書曰、大日本國讀岐國多度郡、

〔朝野群載三筆〕尊星王供告文

維康和二年歲次庚辰十月朔甲午十一日甲辰、南瞻部州大日本國皇帝諱謹敬白、○下略

〔本朝神社考序〕夫本朝者、神國也。○中中世寢微、佛氏乘隙移彼西天之法、變吾東域之俗、王道既衰、神